

## ■ 第2編 災害予防対策 ■

### 第1章 防災体制の整備

《内容》市の内部における予防対策

→ 災害応急対策（第3編）を迅速かつ的確に実施するための体制整備

### 第2章 地域防災力の向上

《内容》市の外部（市民、自治会、企業等）における予防対策

### 第3章 災害予防対策の推進

《内容》ハード対策を中心とした災害別（地震、津波、水害、土砂災害、危険物、火災等）の予防対策



## 第1章 防災体制の整備

### 第1章 防災体制の整備

《内容》市の内部における予防対策

→ 災害応急対策（第3編）を迅速かつ的確に実施するための体制整備

第1節 総合的防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制の整備

第3節 消火・救助・救急体制の整備

第4節 災害時医療体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備

第6節 避難受入れ体制の整備

第7節 緊急物資確保体制の整備

第8節 ライフライン確保体制の整備

第9節 交通確保体制の整備

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

## 第1節 総合的防災体制の整備

(関係機関: 自衛隊、消防団、町会・自治会、自主防災組織、泉佐野市社会福祉協議会、原子力事業者)

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

### 1. 中枢組織体制の整備【全部局】

市は、災害時の迅速かつ的確な応急対策を行うために、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。併せて、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

#### (1) 平常時における防災対策の推進

総合的かつ計画的な防災対策の検討及び推進を図るため泉佐野市防災対策検討委員会を設置する。

構成員
副市長、教育長、水道事業管理者、各部長（理事）

#### (2) 災害警戒体制

警戒体制は、地震や気象に関する各種警報等が発令された場合等、災害予防及び災害応急対策への備えが必要になった場合において設置する。警戒体制の構成は、災害の規模や緊急度に応じた対策を実施するために必要な警戒レベル（警戒レベル1～3）の体制とする。

ア. 地震災害警戒体制（警戒体制：警戒レベル3）

イ. 風水害警戒体制（警戒体制：警戒レベル1～3）

[関係応急対策：第3編・第1章・第1節 組織動員]

表 災害警戒配備体制

災害警戒	警戒レベル1	指揮者：危機管理監 配備員：危機管理課長、自治振興課長、必要に応じて水防初動担当課長及び各所属長が必要と認める人員（水防初動担当課：下水道整備課、道路公園課、農林水産課）
------	--------	--

体制	警戒レベル2	指揮者：危機管理監 配備員：市長公室長、成長戦略室長、市民協働部長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、下水道担当理事、行財政管理課長、ふるさと創生課長、おもてなし課長、総務課長、契約検査課長、人事課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、経営総務課、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	警戒レベル3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、上水道担当理事（地震時のみ）、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、地域共生推進課長、介護保険課長、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員

### （3）災害対策本部

大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき、震度5弱以上の地震を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

[関係応急対策：第3編・第1章・第1節 組織動員]

構成員	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者
本部員	各部長（理事）、泉州南消防組合 泉佐野消防署長

表 災害対策本部配備体制

災害対策本部体制	災害対策A号配備	《警戒レベル3配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）＋各所属長が必要と認める人員＋開設する避難所の地域防災支援員
	災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）

### （4）原子力災害体制

原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害防御、被害の軽減など災害予防及び災害応急対策を実施するために、事象の規模や緊急度に応じて以下の体制を設置する。

[関係応急対策：第6編・第3章・第2節 活動体制]

#### ア．原子力災害警戒体制

通信情報活動等を実施する体制（通信情報活動等を実施するのに必要な人数）

イ. 原子力災害対策本部

災害対策 B号配備	原子力事故に対する応急対策を実施する体制 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員＋各所属長が必要と認める人員（職員の約3分の1）
災害対策 C号配備	市が全力をあげて原子力災害応急対策等を実施する体制 指揮者：市長 配備員：全職員

ウ. 原子力災害現地対策本部

国、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、現地において災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために、熊取オフサイトセンター内に設置する。

また、原子力事業者から特定事象発生時の通報後、関係省庁が現地での連絡調整のため、熊取オフサイトセンターでの現地事故対策連絡会議を開催する場合は、原子力災害現地対策本部に先立ち、政策推進課長が当該会議に参画する。

## 2. 防災拠点機能等の確保、充実

### 【危機管理課、総務課、政策推進課、道路公園課、スポーツ推進課】

府、市および防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

また、市は、災害対策本部等用として、消防、警察、自衛隊等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画]

#### （1）防災拠点施設の整備

災害対策本部・原子力災害対策本部等の防災拠点施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

#### （2）災害対策本部用備蓄

災害対策本部・原子力災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

## 3. 防災拠点の整備 【危機管理課、総務課、政策推進課、道路公園課、スポーツ推進課】

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

#### （1）地域防災拠点の整備

市域における罹災証明書の発行体制、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

応援部隊受入れ、活動拠点	未広公園、市総合文化センター
備蓄拠点	市役所防災備蓄倉庫、未広公園防災備蓄倉庫、泉佐野南部公園防災備蓄倉庫、大木防災備蓄倉庫、南中防災備蓄倉庫
物資輸送拠点	市民総合体育館（大体育室）

#### 4. 装備資機材等の備蓄【全部局】

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画]

##### (1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

##### (2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

##### (3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。また、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の整備に努める。

#### 5. 防災訓練の実施

#### 【危機管理課、全部局】

府、市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を図ることを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

##### (1) 総合訓練（市、関係機関）

市は、府や関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、土砂災害、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実

施する。

また、近隣市町村も含めた広域的な防災訓練の実施に努める。

## (2) 個別訓練

### ア. 組織動員訓練（市、関係機関）

休日、夜間など勤務時間外において、大地震が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

### イ. 非常通信連絡訓練（市、関係機関）

震災時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び通信等、非常通信に関する訓練を実施する。

### ウ. 消防訓練（消防機関、関係機関）

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

### エ. 災害救護訓練（市、警察、消防機関）

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

### オ. 避難訓練（市、警察、消防機関）

避難の指示及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、避難行動要支援者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等について重点的に実施する。

### カ. 施設復旧訓練（市、関係機関）

地震により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

### キ. 水防訓練（市、関係機関）

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報等の伝達等の訓練を実施する。

### ク. 土砂災害訓練（市、関係機関）

土砂災害発生時における応急対策及び避難が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との連携や住民の参加を得る訓練を実施し、併せて土砂災害に対する住民の防災意識の高揚に努める。

### ケ. 自主訓練の指導（市、関係機関）

町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織の震災時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施に際しては指導者を派遣し、指導する。

また、避難時の安全性を高めるため、それぞれの地域の危険箇所を十分に把握するとともに、危険箇所を通過しないような避難誘導の訓練を実施する。

### コ. 原子力防災訓練

国、府及び原子力事業者と連携して、原子力災害時における緊急時通報、緊急時モニタリング、避難退域時検査等の訓練を実施する。

また、平常時から、市民に対する広報・防災知識の普及等に熊取オフサイトセンターを活用する。



サ. 災害協定運用訓練（市、協定締結機関）

災害協定の連絡調整機能を強化し、災害時に有効に機能するための訓練を実施する。

**（3）留意事項**

- ア. 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- イ. あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- ウ. 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- エ. 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- オ. 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- カ. 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。
- キ. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
- ク. 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

**6. 人材の育成**

**【危機管理課、全部局】**

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。市は、府・国と連携して実施する研修等に、市長及び幹部職員は積極的に参加し、市の災害対応能力の向上に努める。

防災教育は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対して実施する。

**（1）教育の方法**

- ア. 講習会、研修会等の実施
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 災害発生時に講ずべき主要な応急対策業務についての具体的な行動手順を示した、災害対応マニュアル等の配布・周知

**（2）教育の内容**

- ア. 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ. 非常参集の方法
- ウ. 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ. 過去の主な被害事例
- オ. 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）

- カ. 防災関係法令の適用
- キ. 図上訓練の実施
- ク. その他必要な事項

## 7. 防災に関する調査研究の推進

【危機管理課】

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

## 8. 広域防災体制の整備

【危機管理課、全部局】

平常時から、大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立ち、府や他市町村との連携、受け入れ等、防災体制の整備を図る。

また、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

[関係応急対策：第3編・第1章・第3節 広域応援等の要請・受け入れ・支援]

## 9. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

【危機管理課】

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

[関係応急対策：第3編・第1章・第2節 自衛隊の災害派遣]

## 10. 被災による行政機能の低下等への対策

【危機管理課、全部局】

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れ、必要な体制を整備する。

上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合、府内全域に被害が及び、市の施設（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

### （1）業務継続の体制整備

市は、以下の方針に基づくとともに、迅速な災害対応および市民生活に直結する通常業務の継続・復旧に向け、「泉佐野市業務継続計画」に基づき、必要な体制整備を行う。体制整備にあたっては、必要な要員の確保に努めるとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

- ア. 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、泉佐野市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- イ. 市役所の機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ウ. 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保する体制及び首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- エ. 定期的な教育、訓練、点検等の実施を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定等を行う。

[関係計画：泉佐野市業務継続計画、ICT-BCP]

## (2) 被災者支援システムの運用

市は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行が迅速に図られるよう、大阪府防災情報システム(被災者支援システム機能)を運用する。

## (3) 応援・受援体制の整備

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について、次のような方針で定める。なお、他の自治体からの応援職員の受け入れについては、別に策定済みの受援計画に従うものとする。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### ア. 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

### イ. 計画に定める主な内容

#### (ア) 組織体制の整備

- ・ 応援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、受援を担当する組織及び担当窓口を設置する。情報集約及び全体調整など指揮命令系統を司る受援調整グループを災害対策本部事務局内に設置する。受援調整グループは、本部運営班と人事班により構成する。

外部の応援を受ける各部署は受援担当窓口を設け、執務スペースの確保、資器材の準備、業務内容・手順の整理を行い、受援業務の実施体制を整える。

#### (イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ

- ・ 災害応急業務の実施にあたって、人的資源が不足する場合は、各担当部局からの報告に基づき、支援要請の必要性を災害対策本部長が判断し、協力自治体に要請する。

(ウ) 人的応援に係る担当部局との調整

- ・各部局の受援担当者からの要請をふまえ、人的資源の確保・調整を実施する。人的資源が不足する場合は、調整会議を開催し、外部への応援要請を決定する。

(エ) 災害ボランティアの受け入れ

- ・受援調整班は、泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

(オ) 人的支援等の提供の調整

- ・外部からの提供可能な人的支援、各部局で不足している人的支援を把握し、必要量を調整の上、適切な配置及び不足分の要請を検討する。

(カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ

- ・物資ニーズの集約と物資集積場所への配送指示などを行う食料物資班を設置し、必要物資及び数量を調整する。また、外部からの物資の受入れと避難所への配送を行う物資集積場所の担当者を設置する。

(キ) 人的・物的資源の管理及び活用

- ・受援調整グループは、各部局、関係機関等と連携を密に図り、人的・物的資源の管理及び活用に努める。

ウ. 主な受援対象業務

避難者収容

- ・避難所の管理運営
- ・避難者への情報提供及び相談
- ・避難者の健康管理に関すること

物資

- ・災害対策用物資及び応急食料の調達に関すること
- ・救援物資の収受、配分等に関すること
- ・輸送拠点の管理、運営に関すること
- ・救援物資等の配送に関すること

住宅・建築

- ・被災宅地応急危険度判定の実施に関すること
- ・被災建築物応急危険度判定の実施に関すること
- ・応急仮設住宅の建設、管理に関すること

衛生

- ・ごみの収集、処理に関すること

福祉

- ・要配慮支援に関すること

被災者支援

- ・家屋被害調査に関すること
- ・り災証明書等の発行に関すること
- ・災害に関する相談こと

ライフライン

- ・応急給水の実施に関すること

- ・上下水道施設の災害復旧に関すること  
災害復旧
- ・道路、橋梁等の災害復旧に関すること
- ・河川施設、水路等の災害復旧に関すること

### 1 1. 事業者・ボランティアとの連携

【危機管理課、地域共生推進課】

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握するなど、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

[関係応急対策：第3編・第7章・第6節 自発的支援の受入れ]

### 1 2. 応急危険度判定体制の整備

【都市計画課、建築住宅課】

市及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

[関係応急対策：第3編・第6章・第2節 民間建築物等応急対策]

#### (1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備に努めるとともに、府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

#### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府と連携、協力し、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努める。その際、地震災害時には災害対策本部を設置する施設や避難所、病院等における応急危険度判定を早期に実施するよう配慮する。

### 1 3. 応急仮設住宅等の事前準備

【都市計画課、建築住宅課、道路公園課、教育総務課】

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を事前に選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

[関係応急対策：第3編・第7章・第4節 住宅の応急確保]

#### 14. 斜面判定制度の普及啓発

【危機管理課】

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

#### 15. 罹災証明書の発行体制の整備

【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、生活福祉課、広域福祉課、税務課】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

市及び府は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努め、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

[関係復旧対策：第5編・第1章・第2節 被災者の生活保護]

#### 16. 男女共同参画の視点からの被災者のニーズの把握

【人権推進課】

市は、災害時における避難所生活の中で、女性被災者の状況に関する情報収集やニーズ、課題の集約といった男女共同参画の視点に立った被災者への対応、支援、救済を行うため、各避難所を巡回するとともに、女性のための相談窓口を設置する。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを運用する。

### 1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備

【危機管理課】

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、府と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。加えて、大規模な停電が発生した際に情報収集を行うため、ライフライン事業者との連絡体制を構築する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と防災行政無線を接続すること、災害情報共有システム（Lアラート）を利用したデータ放送等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

#### （1）無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- ア. 市防災行政無線の整備充実
- イ. 消防無線の整備充実
- ウ. M C A無線、衛星電話、地域F M、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- エ. 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

#### （2）整備項目

- ア. 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の増強
- イ. 防災相互通信用無線の整備増強
- ウ. 有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備
- エ. 地域防災無線システムの構築
- オ. 無停電電源装置や自家発電機の整備

## 2. 情報収集伝達体制の強化

【自治振興課、危機管理課】

市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、以下に示す情報収集伝達体制の強化を進める。

ア. 気象観測体制の整備

イ. 被害情報の収集体制の整備

※ケーブルテレビの有線設備が被災した際にもテレビからの情報収集を行うため、テレビの受信用アンテナの設置について検討を行う。

ウ. 伝達窓口の明確化

エ. 伝達手段の多重化・多様化

防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、災害情報共有システム（Lアラート）、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ

オ. 職員の情報分析力の向上

カ. 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するための、最新の情報通信関連技術の導入

なお、避難指示等（避難指示、高齢者等避難）の伝達に関しては「泉佐野市避難情報の判断基準・伝達マニュアル」に従うものとし、要配慮者等避難行動に時間を要する者が避難場所等への安全な避難行動を開始できるよう配慮する。

[関係応急対策：第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達]

[関係応急対策：第3編・第2章・第4節 発災直後の情報取集伝達]

## 3. 災害広報体制の整備

【自治振興課、危機管理課】

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

[関係応急対策：第3編・第2章・第5節 災害広報]

### (1) 広報体制の整備

ア. 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

イ. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

ウ. 広報文案の事前準備

(ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

(イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(エ) 要配慮者への支援の呼びかけ



(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ. 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

オ. ホームページを活用した情報発信（視覚的にわかりやすいホームページへの改善）

## **(2) 広聴体制の整備**

市、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

## **(3) 停電時の住民への情報提供**

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

## **(4) 被災者への情報伝達体制の整備**

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## **(5) 市外に避難する住民への情報提供**

市外に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

## 第3節 消火・救助・救急体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

市及び泉州南消防組合は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努めるものとする。

また、市は、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

[関係応急対策:第3編・第3章・第1節 消火・救助・救急活動]

### 1. 消防計画の策定

泉州南消防組合は、消防機関が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。

### 2. 消防力の充実

#### (1) 消防施設等の充実

市及び泉州南消防組合は、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

#### (2) 消防水利の確保

市は下記により消防水利を確保する。

- ア. 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日 消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。
- イ. 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- ウ. 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。
- エ. 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇の活用、巡視船艇との連携を強化する。

#### (3) 活動体制の整備

市及び泉州南消防組合は、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

#### (4) 防災対応等の安全確保対策

市は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づき訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

### (5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、市及び泉州南消防組合は協力して組織の活性化に努める。

#### ア. 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

#### イ. 消防施設、装備の強化

消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

#### ウ. 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度な知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

- (ア) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等予め定められた操作要領に基づく訓練）
- (イ) 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練）
- (ウ) 図上訓練（各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練）
- (エ) その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

#### エ. 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

#### オ. 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

## 3. 広域消防応援体制の整備

【危機管理課】

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

## 4. 連携体制の整備

市及び大阪府その他防災関係機関は、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

また、消防組織法の規定に基づいて消防相互応援協定を締結し、関係市町村と連携して消防力の強化を図る。

<資料>資料編：3. 消防関係

## 第4節 災害時医療体制の整備

(関係機関: 自衛隊、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、大阪府泉佐野保健所)

市は、災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

[関係応急対策：第3編・第3章・第2節 医療救護活動]

### 1. 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、大阪府泉佐野保健所内に設置される保健所保健医療調整本部と情報交換し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

#### (1) 現地医療活動（被災地での医療活動）

患者が最初に受ける応急手当あるいは1次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

##### ア. 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### (ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所において、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

##### (イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

イ. 考え方

- (ア) 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。
- (イ) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動（被災を免れた医療機関での医療活動）

救護所では対応できない患者の2次医療から3次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- ア. 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- イ. 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- ウ. 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- エ. 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

**2. 医療情報の収集伝達体制の整備**

**【危機管理課、健康推進課】**

市は、府、医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

- ア. 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- イ. 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも保健医療に関する情報が収集できるよう、医療情報連絡員（関係機関との窓口職員）を指名する。

(3) その他

- ア. 市及び府は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- イ. 医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- ウ. 市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用に向けた入力操作等の周知等を行う。

**3. 現地医療体制の整備**

**【健康推進課】**

救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

### (1) 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、主に大規模災害急性期においては災害派遣医療チーム（DMAT）を中心に対応するが、中・長期的には診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

#### ア. 緊急医療班

被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で現場救急活動を行うため、災害発生直後は、急性期に活動が開始できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）、中長期的には、災害拠点病院等と調整を行い派遣要請された救急医療従事者で医療救護班を構成するものとする。

#### イ. 診療科別医療班

外科系及び内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

#### ウ. 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

#### エ. 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

### (2) 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等については、被災状況に応じて、医師会等と協議し決定する。

### (3) 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。また、市単独では十分に対応できない規模の災害の場合は、大阪府泉佐野保健所内に設置される保健所保健医療調整本部に医療救護班の派遣調整を要請する。

### (4) 救護所の設置

救護所の設置場所・基準、運営方法等は、被災状況に応じて、医師会等と協議し決定する。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

## 4. 後方医療体制の整備

【健康推進課】

市は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため後方医療体制について、府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力するものとする。

### (1) 災害医療機関の整備

ア. 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）及び特定診療災害医療センター  
府が後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に指定している。

イ. 市災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、りんくう総合医療センターを市災害医療センターとして整備し、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を請ずる。

- (ア) 市域の医師、看護師、助産師、放射線技師等、医療関係資格者のうち、休職中若しくは他の機関の業務に従事している者については、情報等による調査に努め、緊急な場合の応援要請員として、これらの者を逐次登録しておく。
- (イ) 負傷者が極めて多数の場合、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要となるため、泉佐野泉南医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
- (ウ) 大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。

ウ. 災害医療協力病院

災害拠点病院であるりんくう総合医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対策などを盛り込んだ病院災害対応マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

**5. 医薬品等の確保供給体制の整備**

**【健康推進課】**

市は、府、日本赤十字社大阪府支部及び医療関係機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

- (ア) りんくう総合医療センター他での備蓄
- (イ) 卸業者及び製造業者による流通備蓄
- (ウ) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄
- (エ) 泉佐野薬剤師会による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

## 6. 患者等搬送体制の確立

【健康推進課】

### (1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

### (2) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

## 7. 個別疾病対策

【健康推進課】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

## 8. 関係機関医療協力体制の確立

【健康推進課】

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

## 9. 医療関係者に対する訓練等の実施

【健康推進課】

各医療機関は、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同災害医療訓練を実施する。

<資料>

- ・資料編：6. 医療関係



## 第5節 緊急輸送体制の整備

(関係機関: 泉佐野警察署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

市及び関係機関は、災害発生時に消火・救助・救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

[関係応急対策：第3編・第5章・第1節 交通規制、緊急輸送活動]

### 1. 陸上輸送体制の整備

【危機管理課、道路公園課】

#### (1) 緊急交通路の選定

府及び市は、泉佐野警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路及び地域緊急交通路を選定する。

#### (2) 地域緊急交通路

市は、広域からの大量輸送が可能な鉄道輸送と、機動力に優れ、きめ細かく各施設への輸送が可能なトラック輸送を結合させ、災害時に迅速で柔軟な輸送体制を確保するため、府が指定する広域緊急交通路と市の主要駅や災害時用臨時ヘリポート、災害医療機関及び避難所などを連絡する道路を指定する。

表 緊急交通路一覧

広域緊急交通路（府選定）	
阪神高速道路	市内全線
阪和自動車道	市内全線
関西空港自動車道	市内全線
国道 26 号	市内全線
国道 170 号	市内全線
国道 481 号	空連道臨海南～上之郷 IC 前
大阪和泉南線	市内全線
大阪臨海線	市内全線
地域緊急交通路（市選定）	
泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
堺阪南線	下瓦屋～市境
和歌山貝塚線	市境～国道 481 号
佐野山手線	長滝西～国道 481 号
日根野羽倉崎線	国道 481 号～泉佐野岩出線
土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線
枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
泉佐野東口線	市内全線
日根野駅前線	JR 日根野駅前～大阪和泉南線
大阪和泉南線	土丸栄線～日根野駅前
泉佐野熊取線	国道 26 号～蓮池
新家田尻線〔榎井南部公園線（予）	国道 26 号～市境（榎井川）

定)) 泉佐野土丸線 (予定) 熊取駅西線 熊取駅西1号線 (仮称)京奈和関空連絡道路 (予定)	大阪臨海線～泉佐野岩出線 熊取駅～熊取駅西1号線 大阪和泉南線～蓮池 上之郷 IC～紀の川 IC
--	---

※緊急交通路位置図 (資料編：8-3)

### (3) 緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

### (4) 災害時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

### (5) 緊急交通路の周知

市及び道路管理者等は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民に対して緊急交通路の周知に努める。

### (6) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうち、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

## 2. 航空輸送体制の整備

### 【危機管理課、道路公園課、青少年課】

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物質等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。選定した災害時用臨時ヘリポートについては府に報告する。

#### (1) 災害時用臨時ヘリポートの選定

災害時用臨時ヘリポートの選定は、学校の運動場、公共のグラウンド、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

- ア. 地盤は、堅固な平坦地のこと (コンクリート、芝生が最適)。
- イ. 地面斜度が6度以内であること。
- ウ. 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ. 離着陸時に支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ. 車両等の進入路があること。
- カ. 離着陸のため必要最小限の地積が確保できること。

#### [必要最小限の地積]

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

表 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	生活産業部 環境衛生課	469-1106	土俵面 81×70m
泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

## (2) 災害時用臨時ヘリポートの報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は略図を添付のうえ、府に次の事項を報告する。

- ア. ヘリポート番号
- イ. 所在地及び名称
- ウ. 施設等の管理者及び電話番号
- エ. 発着場面積
- オ. 付近の障害物の状況
- カ. 離着陸可能な機数

## (3) 災害時用臨時ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

また、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備を進める。

## 3. 水上輸送体制の整備

【危機管理課、農林水産課】

大量の物質、人員の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、岸壁の耐震化及び災害時の物流拠点としての必要な施設の整備に努める。

## 4. 輸送手段の確保体制

【危機管理課、総務課】

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。

### (1) 車両などの把握

市は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（泉佐野警察署）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済書の交付を受けておく。

### (2) 調達体制の整備

市は、輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努める。

## 5. 交通規制・管理体制の整備

【危機管理課、道路公園課】

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

<資料>

- ・資料編：8-1 公用車台数
- ・資料編：8-2 緊急通行車両事前届出書等
- ・資料編：8-3 緊急交通路一覧・位置図
- ・資料編：8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表・位置図

・資料編：4－5 現有公共岸壁一覧・位置図

## 第6節 避難受入れ体制の整備

(関係機関:町会・自治会、自主防災組織)

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。また、要配慮者及び男女のニーズの違い等に配慮した避難受入れ環境整備の充実が図られるよう努める。

さらに、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

### 1. 指定緊急避難場所、指定避難所の定義

#### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象\*の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。市では、これまでの一時避難場所、広域避難場所を指定している。

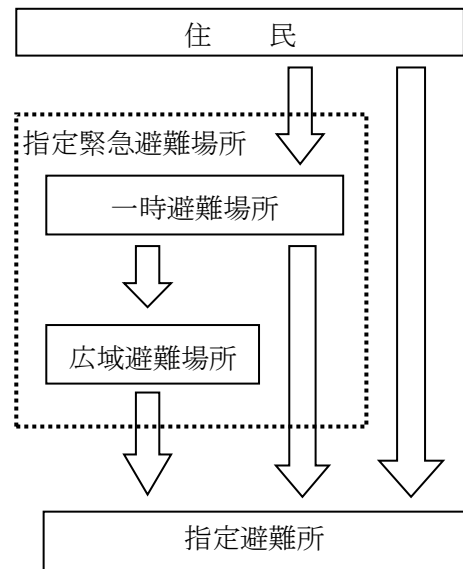
\*異常な現象：洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、  
内水氾濫

##### ア. 一時避難場所

一時避難場所は、大きな災害の発生時において、災害から身を守るために一時的に避難する場所をいう。市では、公園やグラウンド等を一時避難場所に位置付けており、住民が広域避難場所、又は避難所へ移動する中継地点となる場所である。

##### イ. 広域避難場所

広域避難場所は、大きな災害の発生時に、大人数が避難するために市が指定した場所をいう。大地震などでは延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために十分な広さを有するオープンスペースを指定している。



#### (2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不適当な場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底することに努める。

## 2. 指定緊急避難場所、避難路の指定

【危機管理課、道路公園課、教育総務課】

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### (1) 火災時の避難場所及び避難路の指定（資料編：9－1）

#### ア. 一時避難場所

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね 1ha 以上の場所を一時避難場所として指定する。

#### イ. 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

##### (ア) 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね 10ha 以上の空地

ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

##### (イ) 想定される避難者 1 人当たりおおむね 1 m<sup>2</sup>以上の避難有効面積を確保できること。

（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者 1 人当たりおおむね 2 m<sup>2</sup>以上の避難有効面積を確保できること）

##### (ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア）又は（イ）に該当するものを除く。）。

#### ウ. 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

##### (ア) 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）及び 10m 以上の緑道

##### (イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（ア）に該当するものを除く。）。

なお、緊急交通路と重複する路線については、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

### (2) 火災時以外の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

ア. 避難場所

避難者1人当たりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

イ. 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

避難場所・避難路の指定にあたり、市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるように、施設名の対空表示に努める。

**（3）津波避難ビルの指定等**

市は、津波が到達するおそれのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、津波避難ビルの指定等、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

**3. 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上**

**【危機管理課、教育総務課、都市計画課、道路公園課】**

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

**（1）一時避難場所**

- ア. 避難場所標識等による住民への周知
- イ. 周辺の緑化の促進
- ウ. 複数の進入口の整備

**（2）広域避難場所**

- ア. 避難場所標識の設置
- イ. 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ウ. 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- エ. 複数の進入口の整備

**（3）避難路**

- ア. 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ. 落下・倒壊物対策の推進
- ウ. 誘導標識、誘導灯の設置



エ. 段差解消、誘導ブロックの設置等

#### 4. 指定避難所の指定、整備

##### 【危機管理課、教育総務課、人権推進課、スポーツ推進課、地域共生推進課、広域福祉課、青少年課、生涯学習課】

市は、施設管理者と協力し、家屋の滅失、損壊、浸水、流失、放射能物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

##### (1) 指定避難所の指定（資料編：9-2）

指定避難所は、自治会、町内会等の地域に応じた指定を行い、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア. 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、想定される災害の危険性が低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- イ. 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ. 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ. 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と関係部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努め

るものとする。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- オ. 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- カ. 市は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

## (2) 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- ア. 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- イ. 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- ウ. 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- エ. 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

## (3) 避難所の運営管理体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、運営管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練

等を通じて住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- ア. 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ. 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ. 災害対策本部との連絡体制
- エ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）、施設管理者との協力体制

#### （４）避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 5. 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

### (1) 避難情報の判断基準・伝達マニュアルの作成

- ア. 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。
- イ. 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- ウ. 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- エ. 市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。
- オ. 府は、市がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

### (2) 住民への周知・意識啓発

- ア. 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- イ. 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

## 6. 避難誘導體制の整備

**【危機管理課、教育総務課、学校教育課、介護保険課、健康推進課、地域共生推進課、  
広域福祉課、子育て支援課】**

[関係応急対策：第3編・第4章・第1節 避難誘導]

### (1) 市

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災ハザードマップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

### (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための誘導體制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

## 7. 広域避難体制の整備

**【危機管理課】**

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

[関係応急対策：第3編・第4章・第4節 広域一時滞在]

## 第7節 緊急物資確保体制の整備

(関係機関:大阪広域水道企業団)

市及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備するものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

市民・事業所は、災害発生直後に必要な飲料水、食料、生活必需品の確保を自ら図っておく。

[関係応急対策：第3編・第7章・第3節 被災者の生活保護]

### 1. 給水体制の整備

【経営総務課、水道工務課】

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備(貯留施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等)
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ボトル水・リュック式給水袋の備蓄、指定避難所となっている各学校において、学校プールの整備にあわせて、貯水を飲料・生活用水として活用できるよう浄水型プールを設置
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府と相互に協力して大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

### 2. 食料・生活必需品の確保

【危機管理課、総務課、国保年金課、地域共生推進課】

市は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

さらに、市で行う備蓄については限度があることから、災害時に速やかに物資が調達できるよう、食糧、燃料等、物資の供給協力に関する協定を整備する等、不足分に対しても早急に確保できる体制を確保するよう努める。

#### (1) 重要物資の備蓄

災害発生直後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定での避難所生活者数に基づき算出された備蓄目標量の確保に努める。数量算出では、直下型地震（中央構造線断層帯地震）の場合に1日分、南海トラフ巨大地震の場合に3日分の備蓄が必要であると考え算出を行い、数量が多くなる方を備蓄必要数量とする。

ア. 食糧

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

イ. 高齢者用食

市及び府は、高齢者の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

ウ. 育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）

市及び府は、乳児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

エ. ほ乳瓶

市は、乳児の避難所生活者数（直下型地震）の必要分を備蓄する。府は、予備分を備蓄する。

オ. 毛布（保温用資材）

市及び府は、避難所生活者数（直下型地震）1人あたりに2枚を分担して備蓄する。  
使用した毛布については、クリーニングし、圧縮パック処理を施した上で、可能な限り備蓄品として活用する。

カ. 乳児・小児用おむつ

市及び府は、乳児及び小児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

キ. 大人用おむつ

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

ク. 生理用品

市及び府は、女性の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

ケ. 簡易トイレ

避難所生活者数（直下型地震）100人に1基の備蓄を、市はボックス型（便器型等）、府は調達含め組立て式で分担して備蓄する。

コ. トイレトペーパー

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

サ. マスク

市及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

**(2) その他の物資の確保**

下記の物資の確保体制を整備する。

ア. 精米、即席麺などの主食

イ. ボトル水、缶詰水等の飲料水

ウ. 野菜、漬物、菓子類などの副食

- エ. 被服(肌着等)
- オ. 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- カ. 光熱用品(簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- キ. 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- ク. 医薬品等(常備薬、救急セット、マスク、消毒液)
- ケ. ブルーシート、土のう袋
- コ. 仮設風呂・仮設シャワー
- サ. 簡易ベッド、間仕切り等
- シ. 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器、おむつ(乳児・大人用)等)
- ス. 棺桶、遺体袋など

### (3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- ア. できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ. 備蓄物資の点検及び更新
- ウ. 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ. 供給体制の整備(共同備蓄や相互融通含む)
- オ. 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備
- カ. 市内業者との災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定に基づく確保
- キ. 燃料販売業者との災害時における燃料(軽油・ガソリン等)の供給協力に関する協定に基づく確保

#### <資料>

- ・資料編：10. 飲料水・食糧・生活必需品関係



## 第8節 ライフライン確保体制の整備

(関係機関:大阪広域水道企業団、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社)

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

[関係応急対策：第3編・第6章・第3節 ライフライン・放送の確保]

### 1. 上水道・工業用水道

【経営総務課、水道工務課】

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

#### (1) 応急復旧体制の強化

- ア. 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確行うための情報伝達設備(水道情報通信ネットワーク)の整備により、情報連絡体制を強化する。
- イ. 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ. 関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ. 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ. 管路図等の管理体制を整備する。

#### (2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

#### (3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### (4) 相互応援体制の整備

上水道においては、震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市は互いに協力して大阪府水道震災対策中央本部組織を整備する。

### 2. 下水道

【経営総務課、下水道整備課】

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

#### (1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

## (2) 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

## (3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

## (4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。

# 3. 電力

---

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

## (1) 応急復旧体制の強化

- ア. 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- イ. 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- ウ. 対策要員の動員体制を整備する。
- エ. 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- オ. 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- カ. 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

## (2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- イ. 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ウ. 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- オ. 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

## (3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- ア. 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- イ. 応急復旧技能の維持するために設備復旧訓練を実施する。
- ウ. 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

#### (4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

- ア. 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「防災業務計画」（電力広域的運営推進機関）に基づき整備している。
- イ. 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

## 4. ガス

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### (1) 応急復旧体制の強化

- ア. 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ. 緊急時ガス供給停止システムの強化を図る。
  - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ. 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ. 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ. 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ. ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ. 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ク. 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- ケ. 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
  - (ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
  - (イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

### (2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ. 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ. 消火・防火設備の整備充実に努める。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- オ. 適切な導管材料の備蓄に努める。

### (3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### (4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

## 5. 電気通信

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

### (1) 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努め、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

### (2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- イ. 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ウ. 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- エ. 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- オ. 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

### (3) 防災訓練の実施

- ア. 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - (ア) 災害予報及び警報の伝達
  - (イ) 非常招集
  - (ウ) 災害時における通信疎通確保
  - (エ) 各種災害対策機器の操作
  - (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
  - (カ) 消防及び水防
  - (キ) 避難及び救護
- イ. 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協

力する。

#### (4) 協力応援体制の整備

##### ア. 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

##### イ. グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

#### (5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

## 6. 市民への広報

### 【経営総務課、水道工務課、下水道整備課】

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等について広報する。

## 7. 倒木等への対策

市と電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

なお、市と電気事業者は「災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書」に基づき、緊急車両や工事車両等の通行の妨げとなる倒木等の移動その他必要な措置を実施する。

## 第9節 交通確保体制の整備

(関係機関:西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪国道事務所)

道路、鉄軌道の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努めるものとする。

[関係応急対策：第3編・第5章・第2節 交通の維持復旧]

### 1. 道路施設

**【道路公園課】**

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

### 2. 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

## 第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、泉佐野市社会福祉協議会、町会・自治会、自主防災組織)

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWA T)を被災市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

[関係応急対策:第3編・第4章・第3節 避難行動要支援者への支援]

### 1. 避難行動要支援者支援プランの作成 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課】

市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認(被災状況の把握等を含む)や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月策定)」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針(平成27年2月改訂)」に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」の全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

#### (1) 避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、泉州南消防組合、消防団、民生委員児童委員、地区福祉委員会、市社会福祉協議会、自主防災組織に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

#### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件とする。

- ア. 身体障害者手帳1級または2級を所持する者(児)
- イ. 療育手帳Aを所持する者(児)
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者(児)
- エ. 概ね65歳以上の一人暮らしの者で、かつ、災害時の自力避難に不安を抱く者
- オ. 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3~5の認定を受けた者
- カ. 生命維持に必要な医療的ケアが必要な者(児)(自力での避難が困難、病院での処置を要)

する、人工呼吸器等利用のための電源が必要な場合等)

キ. 前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者（児）

### （3）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

### （4）名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。

### （5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

- ア. 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ. 地域の自主防災組織等に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ. 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ. 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
- オ. 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ. 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ. 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク. 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

### （6）円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- ア. 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- イ. 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ. 高齢者や障害者に合った、必要な情報を提供する。
- エ. 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを



活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

- オ. 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

#### (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

#### (8) 個別避難計画の作成

- ア. 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- イ. 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- ウ. 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- エ. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- オ. 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## **2. 避難行動要支援者の情報把握** **【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課】**

防災担当部門や福祉担当部門、保健衛生担当部門をはじめとする関係部署や民生委員児童委員、市社会福祉協議会、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

## **3. 支援体制の整備** **【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】**

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、市社会福祉協議会、町会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、

社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

#### 4. 福祉避難所における体制整備

##### 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

#### 5. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

##### 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・保健衛生担当部門や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

#### 6. 訓練の実施

##### 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、市社会福祉協議会、町会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉施設・福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

#### 7. 外国人に対する支援体制整備

##### (1) 関係機関との連携

市は、府、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、府は災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

##### (2) 情報発信等による支援

ア. 市内在住の外国人に対する支援

- ・市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- ・市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

イ. 来阪外国人旅行者に対する支援

- ・市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。
- ・市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ・市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供（QRコードを活用した情報提供システムなど）の充実に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

ウ. 避難所における支援

- ・市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

## 8. その他の要配慮者に対する配慮

### 【危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、広域福祉課】

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第11節 帰宅困難者支援体制の整備

(関係機関:関西広域連合、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

市の市街地では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

また、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

市は、国や府、関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

### 1. 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

【危機管理課、まちの活性課】

災害発生後、従業員や観光客等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

### 2. 駅周辺における滞留者の対策

【危機管理課、まちの活性課】

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客

等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

### **3. 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発【危機管理課、まちの活性課、道路公園課】**

市は、府や関西広域連合と連携して、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

### **4. 代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等）【危機管理課、まちの活性課、道路公園課】**

市は、府や関西広域連合と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

### **5. 徒歩帰宅者への支援【危機管理課、まちの活性課】**

市は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

なお、府では、給油取扱所（大阪府石油商業組合）、及び、コンビニエンスストア・外食事業者（関西広域機構と協定を締結し支援可能とされた店舗）と、次に示す協定を進めていることから、市は、府及びこれら民間事業者等と連携し、帰宅困難者の支援に努める。

#### **（1）給油取扱所における帰宅困難者への支援**

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- ア. 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### **（2）コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援**

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- ア. 水道水、トイレ等の提供
- イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国、府、近隣市町村等とも連携しながら進める。

■ 第2編 災害予防対策 ■  
第1章 防災体制の整備

## 第2章 地域防災力の向上

### 第2章 地域防災力の向上

《内容》市の外部（市民、自治会、企業等）における予防対策

第1節 防災意識の高揚

第2節 自主防災体制の整備

第3節 ボランティアの活動環境の整備

第4節 企業防災の促進

第5節 防災営農計画

## 第1節 防災意識の高揚

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

市及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 1. 防災知識の普及啓発等

### 【危機管理課】

市は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

#### (1) 普及啓発の内容

##### ア. 災害等の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (カ) 地域社会への貢献
- (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識
- (ク) 放射性物質及び放射線の特性に関すること



(ケ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

イ. 災害への備え

- (ア) 1週間分以上の飲料水、食糧及び携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- (ロ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点から家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡体制等（連絡方法やルールの取り決め等）の確認
- (キ) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練への参加
- (ク) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ケ) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

ウ. 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ロ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 避難行動要支援者への支援
- (ク) 初期消火、救出救護活動
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (セ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

## (2) 普及啓発の方法

### ア. パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙(誌)及びテレビ、ラジオなどマスメディア、ホームページ(インターネット)を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

### イ. 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

### ウ. 防災学習施設の活用

市民が、防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、下記に示すような疑似体験施設等を備えた防災学習施設の紹介等を行う。

- ・大阪市立阿倍野防災センター [大阪市阿倍野区]
- ・稲むらの火の館(津波防災教育センター) [和歌山県広川町]
- ・人と防災未来センター [兵庫県神戸市]
- ・北淡震災記念公園 [兵庫県淡路市]

## 2. 学校における防災教育

### 【学校教育課】

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

### (1) 教育の内容

- ア. 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ. 防災情報の正しい知識
- ウ. 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ. 災害についての知識
- オ. ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

### (2) 教育の方法

- ア. 防災週間等を利用した訓練の実施

- イ. 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ. 特別活動を利用した教育の推進
- エ. 防災教育啓発施設の利用
- オ. 防災関係機関との連携
- カ. 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ. 自主防災組織、ボランティア等との連携

### (3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

### (4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

### (5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

### (6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

### (7) 消防団等による防災教育

市は、消防団や泉州南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

## 3. 災害教訓の伝承

### 【危機管理課】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、町会・自治会、自主防災組織)

市及び関係機関は、地域の住民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努めるものとする。

### 1. 地区防災計画の策定等

【危機管理課】

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

### 2. 自主防災組織の育成

【危機管理課】

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

### (1) 活動内容

#### ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)
- (イ) 災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)
- (ウ) 災害発生への備え(避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)
- (エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)
- (オ) 復旧・復興に関する知識の習得

#### イ. 災害時の活動

- (ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など)
- (イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- (ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)
- (エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など)
- (オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

### (2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ア. 自主防災組織の必要性の啓発
- イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ. 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ. 防災訓練の実施
- キ. 女性の自主防災組織への参画促進

### (3) 各種組織の活用

幼年消防クラブ、少年消防クラブなどの組織に対する防災・防火に関する意識の啓発のほか、町会・自治会(自主防災組織を含む)等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

## 3. 事業者による自主防災体制の整備

### 【危機管理課、まちの活性課】

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

### (1) 啓発の内容

#### ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (ウ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、非難方法等の確認など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (オ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、町会・自治会（自主防災組織を含む）との協力）
- (カ) 事業継続計画（BCP）の策定

#### イ. 災害時の活動

- (ア) 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

### (2) 啓発の方法

事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア. 広報紙（誌）などを活用した啓発
- イ. 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- エ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

## 4. 救助活動の支援

### 【危機管理課】

市、泉佐野警察及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備に努める。

## 第3節 ボランティアの活動環境の整備

(関係機関: 泉佐野市社会福祉協議会)

大規模な災害の発生時には、ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を必要とし、国内外から多くの支援申し入れが予想される。

また、ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、府、泉佐野市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

[関係応急対策：第3編・第7章・第6節 自発的支援の受入れ]

### 1. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報があれば効果的な活動が期待できない。災害時のボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) 市は、一般ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の決定については泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの自主性を尊重する。
- (3) 市は、一般ボランティアについては泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

### 2. 平常時の連携

【危機管理課、地域共生推進課、人事課】

- (1) 災害時に迅速に、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から泉佐野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、「泉佐野市草の根防災訓練」等を通じ、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。
- (2) 災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。
  - ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
  - イ. 住民組織
  - ウ. 他のボランティア組織（市外）
  - エ. 企業労働団体

オ. 学校

カ. 一般ボランティア

- (3) 災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。
- (4) 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の促進を行う。
- (5) 各機関が相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (6) 市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。
- (7) 市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 3. ボランティア活動への支援

### 【危機管理課、地域共生推進課、人事課】

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンター等について、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに情報提供や活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるようあらかじめ計画する。



## 第4節 企業防災の促進

(関係機関: 泉佐野商工会議所)

【危機管理課、まちの活性課】

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 1. 事業者

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

#### (2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- ア. 防災体制の整備
- イ. 従業員の安否確認体制の整備
- ウ. 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ. 防災訓練
- オ. 事業所の耐震化・耐浪化
- カ. 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ. 予想被害からの復旧計画の策定
- ク. 各計画の点検・見直し
- ケ. 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ. 取引先とのサプライチェーンの確保

#### (3) その他

- ア. 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- イ. 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

- ウ. 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- エ. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

## 2. 重要施設及び災害応急対策に係る機関

---

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

## 3. 府及び市町村

---

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、泉佐野商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### ※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時から  
のマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

## 第5節 防災営農計画

(関係機関:大阪泉州農業協同組合)

市及び関係機関は、各種の災害から農畜産物の被害を未然に防止し、又は最小限にくいとめるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講ずるものとする。

### 1. 防災営農指導体制の確立

【農林水産課】

市及び大阪泉州農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

### 2. 防災営農技術の普及

【農林水産課】

市は、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

### 3. 家畜伝染病の予防

【農林水産課】

市は、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府家畜保健衛生所の協力を得て、注射、消毒等の指導を行う。

■ 第2編 災害予防対策 ■  
第2章 地域防災力の向上

## 第3章 災害予防対策の推進

### 第3章 災害予防対策の推進

《内容》ハード対策を中心とした災害別（地震、津波、水害、土砂災害、危険物、火災等）の予防対策

第1節 都市防災機能の強化

第2節 地震災害予防対策の推進

第3節 津波災害予防対策の推進

第4節 水害予防対策の推進

第5節 土砂災害予防対策の推進

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第7節 火災予防対策の推進

## 第1節 都市防災機能の強化

(関係機関:大阪広域水道企業団、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉州南消防組合)

市及び関係機関は、建築物の不燃化、防災空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境の整備並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の活用を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

また、市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

### 1. 防災空間の整備

【都市計画課、道路公園課、農林水産課】

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### (1) 都市公園等の整備

「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考に、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。

##### ア. 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

現在、末広公園（8.9ha）を広域避難場所として指定している。

イ. 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

ウ. その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

エ. 整備目標

都市公園の整備目標については、次に掲げる都市公園等整備長期目標（泉佐野市緑の基本計画 平成 21 年 3 月）を満たすよう公園・緑地の整備を図る。

(ア) 住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等）1.3 m<sup>2</sup>/人

(イ) 都市全体として整備すべき都市基幹公園（総合公園等）0.9 m<sup>2</sup>/人

(2) 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地・林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

(3) 道路・緑道の整備

ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

イ. 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道の整備に努める。

ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

エ. 市街地緑化の推進機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全に努める。

**2. 老朽木造住宅密集市街地の整備推進**

**【都市計画課】**

旧市街地の老朽木造住宅等が密集している地区については、すでに形成されているコミュニティを活かしつつ、防災性、住環境、歴史的環境等の向上を図るため、総合的かつ計画的な整備を検討し、災害に強く住みやすいまちづくりをめざす。

また、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けられている泉佐野駅周辺の「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。

ひいては、これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

(1) まちの防災性の向上

ア. 建物の不燃化の促進

- ・ 老朽建築物の除却及び建替えの促進
- ・ 防火規制の強化

イ. 燃え広がらないまちの形成

- ・ 延焼遮断帯の整備推進
- ・ 延焼危険性を効果的に低減する地区内道路等の重点整備及び老朽建築物の重点除却

ウ. 避難しやすいまちの形成

- ・ 避難路等の整備推進
- ・ 公園、防災空地等の整備推進

(2) 地域防災力のさらなる向上

- ・ まちの危険性の一層の「見える化」
- ・ 地域特性に応じた防災活動への支援強化
- ・ 多様な主体と連携した防災啓発の推進

(3) 地域防災力の向上

- ・ まちの将来像の検討・提示
- ・ 道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進
- ・ 民間主体による建替え等が進む環境の整備
- ・ 地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出

**3. 建築物の安全性に関する指導等**

**【都市計画課】**

建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言に努めるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」(府建築基準法施行条例第3条)の指定による、建築物の構造の構造制限等
- (2) 定期報告制度(建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告)及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 液状化対策の啓発

市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

**4. 空き家等の対策**

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

**5. 文化財**

**【教育総務課、生涯学習課】**

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。(資料編：3-5)



- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
  - ア. 初期消火と自衛組織の確立
  - イ. 関係機関との連帯
  - ウ. 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
  - ア. 消防用設備等の設置促進
  - イ. 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

## 6. ライフライン災害予防対策

### 【経営総務課、下水道整備課、水道工務課、道路公園課】

地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めものとする。

#### (1) 上水道

災害による断水、減水を防止するため、水道施設設備の強化と保全に努める。

- ア. 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ. 重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、重要管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性能継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
- ウ. 管路の多重化(連絡管等の整備)による補完機能強化に努める。
- エ. 常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- オ. 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等の計画的な推進に努める。

#### (2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- ア. 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ. 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。
- ウ. 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- エ. 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、把握に努める。

#### (3) 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備について検討する。

- ア. 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
  - (ア) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
  - (イ) 電線共同溝(CCBOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

- イ. 共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成に努める観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

## 7. 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

【環境衛生課】

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

### (1) し尿処理

- ア. し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- イ. 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- ウ. 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- エ. 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- オ. し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- カ. 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

### (2) ごみ処理

- ア. ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- イ. 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- ウ. 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- エ. あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- オ. ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

### (3) 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

- ア. 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、あらかじめ災害廃棄物の仮置場の候補地や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺自治体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- イ. 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリン

グ体制を整備しておく。

- ウ. 災害廃棄物対策に関わる広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。土木事業者等との協力体制を構築するため、協定の締結に向けた検討を行う。
- エ. 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- オ. 災害時の廃棄物の集積場所を適切に管理するため、管理者を配置し、集積方法や災害廃棄物以外の投棄禁止等を周知・啓発する。
- カ. 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

<資料>

- ・資料編：11-2 ごみ一時保管場所候補地

## 第2節 地震災害予防対策の推進

(関係機関: 泉州南消防組合、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪国道事務所、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、岸和田海上保安署、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社))

### 1. 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

【全部局】

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、各関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。このため、府では大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）が策定された。

よって、市では、新・大阪府地震防災アクションプランに従い、府との連携の下、より一層の地震防災対策を推進するものとする。

### 2. 住宅・建築物の耐震・耐火対策の促進 【建築住宅課、都市計画課、施設管理担当課】

府、市をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」、「泉佐野市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策を適切に実施する。さらに、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震・耐火対策に努める。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

#### （1）公共建築物

- ア. 市は、「泉佐野市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- イ. 市及び府は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。
- ウ. 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### （2）民間建築物

- ア. 市及び府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。
- イ. 府は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者

が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

- ウ. 市及び府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

### 3. 土木構造物の耐震対策の推進

【道路公園課、農林水産課】

市及び関係機関が管理する構造物について、次の方針で耐震対策に努める。

#### (1) 基本的考え方

- ア. 施設構造物の耐震対策にあたっては、
- (ア) 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
  - (イ) 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- イ. 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、「防災アセスメント」等の結果から得られる市域の地域的特性や地盤特性や施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。
- ウ. 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- エ. 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。
- オ. 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

#### (2) 鉄軌道施設

鉄軌道施設の管理者は、高架橋、駅舎等の耐震対策を実施する。

#### (3) 道路施設

道路施設の管理者は、耐震点検に基づき道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。

特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策の推進を図る。

#### (4) 河川施設

河川堤防及び河川構造物の施設管理者は、耐震点検に基づき耐震対策等の推進を図る。

#### (5) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設、砂防えん堤及び地すべり防止施設などについては、耐震対策の推進を図る。

#### (6) 農業用施設

##### ア. 耐震性調査・診断

市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

##### イ. 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

#### (7) 港湾、漁港、海岸保全施設

市は、府が行う港湾、漁港及び海岸堤防の岸壁等の耐震対策の推進に協力する。

国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。

#### (8) 空港、航空保安施設

空港、航空保安施設の管理者は、空港、航空保安施設の耐震対策を実施する。

### 4. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

**【危機管理課、道路公園課、農林水産課、地域共生推進課、教育総務課、都市計画課、上下水道局】**

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

#### (1) 対象地区

市全体

#### (2) 計画期間

平成28年度を初年度とする五箇年

#### (3) 計画対象事業

ア. 避難場所

イ. 避難路

ウ. 消防用施設

エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ. 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ. 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ケ. 市立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ. キ〜ケまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- サ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- シ. 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ス. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- セ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な貯水槽、水泳プール、その他の施設又は設備
- タ. 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ. 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ツ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- テ. ア〜テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

## 第3節 津波災害予防対策の推進

(関係機関:大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

### 1. ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

【危機管理課、経営総務課、道路公園課、農林水産課、下水道整備課】

#### (1) 推進計画の作成等

##### ア. 市

国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下、推進計画)を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

##### イ. 水防関係機関

市、府をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について津波対策マニュアルを定め、活用するものとする。

##### ウ. 道路管理者

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

##### エ. 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備や補強、点検等の方針、計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

#### (2) 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

### 2. 津波から「逃げる」ための総合的な対策 【危機管理課、学校教育課、都市計画課】

市は、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。



## (1) 津波に対する知識の普及・啓発

### ア. 津波に対する基本的事項

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- (イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- (エ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- (オ) 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- (カ) 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- (キ) 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- (ク) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など津波に関すること
- (ケ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

### イ. 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は市全体で行われる必要がある。

[関係予防対策：第2編・第2章・第1節 2. 学校における防災教育]

### ウ. 住民等への普及・啓発

- (ア) 府の津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- (イ) 市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- (ウ) 市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。
- (エ) 市民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様旗（津波フラッグ）の周知に努める。

[関係予防対策：第2編・第2章・第1節 1. 防災知識の普及啓発]

エ. 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

(2) 津波避難誘導

ア. 津波避難等マニュアル及び作成ガイドラインの策定

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。

イ. 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

(3) 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府、近隣市町村、防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

[内容]

- ア. 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- イ. 参集訓練及び本部運営訓練
- ウ. 水門等の操作訓練
- エ. 救出・救助訓練
- オ. 医療救護訓練
- カ. 住民参加による実働型の避難訓練

[関係予防対策：第2編・第1章・第1節 5. 防災訓練の実施]

(4) 避難関連施設の整備

市は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

[関係予防対策：第2編・第1章・第6節 2. 避難場所、避難路の指定]

ア. 避難場所の整備

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所

と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

#### イ. 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める推移（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

#### ウ. 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

### (5) 津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

## 第4節 水害予防対策の推進

(関係機関: 泉州南消防組合、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、大阪港湾局、近畿地方整備局、泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合)

市及び関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

### 1. 洪水対策

【下水道整備課、農林水産課】

本市の河川は、佐野川、見出川、樫井川等の府管理河川、市管理河川、公共下水道、その他灌漑用水路からなっている。

#### (1) 大阪府知事管理河川の改修（佐野川・見出川・樫井川等）

- ア. 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- イ. 長期的目標として1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- ウ. 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- エ. 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

#### (2) 市管理河川

市管理河川は、自然護岸である。

なお、河川の改修事業は徐々に進みつつあるが、宅地開発等による降雨時の河川の出水量の増加又は流域内資産の増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、今後も灌漑排水事業の推進、河積の拡大、流路の整正、堤防の修築を行って洪水による被害を防止する。

#### (3) 側溝、水路

側溝、水路の整備を進め、雨水の排水を良くし、浸水を未然に防止する。また、清掃を行い、排水に万全を期する。

#### (4) 公共下水道（雨水）

日常の排水は勿論、豪雨時における浸水を防止するためにも、また大阪湾の水質汚濁防止の面から、府は南大阪湾岸流域下水道事業を実施中であり、本市も昭和61年度から公共下水道事業に着手している。(資料編：4-4)

#### (5) ため池改修補強対策

ため池は本市域に84箇所(内52箇所は要水防ため池)(資料編：4-2)あって、各土地改良区がその維持管理に当たっており、市は平常時よりこれらの施設の適切な管理指導を行っている。また、ため池管理者が異常な状態を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡をとるものとする。地震における堤防決壊による被害を予防するために、市は現地調査のうえ改修計画を検討し、決壊時の被害が甚大で特に緊急を要するもの、老朽しているものについて順次改修を進めていく。

また、ハザードマップの作成による防災意識の向上と、情報伝達・連絡体制整備を進める。

## 2. 高潮対策

【経営総務課、下水道整備課】

異常潮位、台風等による高潮災害を防止し、人命、財産を守るため、防潮堤の整備、防潮扉等の操作、情報連絡体制の確立について次のとおり実施する。

### (1) 防潮堤の整備

本市の海岸線（資料編：4-1）については、府において、伊勢湾台風級の超大型台風にも耐え得るよう海岸線について防潮堤を完成した。

### (2) 防潮扉等の点検、操作

市内海岸線の河口などには防潮扉等が設置されており（資料編：4-1）、異常潮位、高潮等から臨海地域住民の生命、財産を守るため、これら防潮扉等の開閉操作を行う。

災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、府は常時管理員を置き毎月3回の点検操作の実施とその結果報告を義務づけており、異常があれば府に連絡して修理する。特に、台風シーズンに備え、年1回、府、市で総合的な点検、整備を実施する。

### (3) 情報連絡体制の確立

災害発生予想時における防潮扉等の操作は、府、市、泉州南消防組合の3者が相互に連絡を取り行う。

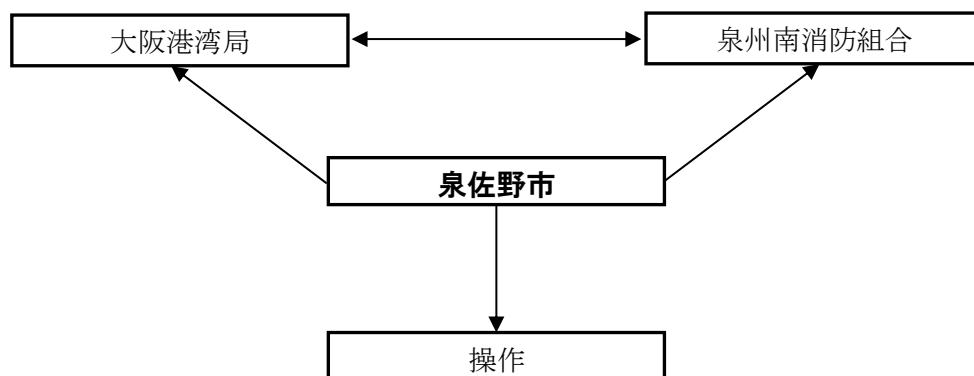


図 災害発生予想時における防潮扉等の操作に関する連絡体制

### (4) 警戒避難体制の確立

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また市は、港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

## 3. 水害減災対策

【危機管理課】

洪水や雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水

位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

#### (1) 避難判断水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水位情報周知河川に指定した見出川、佐野川、樫井川において、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、大阪湾沿岸で潮位が高潮特別警戒水位に到達、あるいは実際に氾濫が発生したときは、高潮氾濫発生情報の発表を行い、水防管理者等に周知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するように努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

#### (2) 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水防警報河川に指定した見出川、佐野川、樫井川において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合、海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、海岸水防警報の発表を行う。

#### (3) 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した見出川、佐野川、樫井川においては、その水位の状況の公表を行う。

#### (4) 浸水想定区域の指定・公表

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。

市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、浸水想定区域の公表を受けて、作成した河川のハザードマップを市民に周知するとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、避難施設や避難方法等についての出前講座や啓発を行い、水害予防対策を推進する。

#### (5) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

#### (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア. 市は、泉佐野市地域防災計画において、浸水想定区域を指定した見出川、佐野川、樫井川及び、今後指定する区域について、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

(7) 避難判断水位への到達情報の伝達方法

(イ) 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 以下の施設の名称及び所在地

- ・浸水想定区域内の地下道等で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
- ・主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの
- ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）

(エ) 名称及び所在地を定めた上記の施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法

イ. 上記ア. によりその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、次の措置を講じるよう努める。

(ア) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

(イ) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

(ウ) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ. 府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

#### (7) 洪水リスクの開示

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

市及び府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

#### (8) 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災



訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

[関係予防対策：第2編・第1章・第1節 5. 防災訓練の実施]

#### (9) 水防と河川管理等の連携

市及び府は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「泉南地域防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

#### (10) 水防活動の強化

市は、消防団の災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

#### (11) ため池の治水活用

台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

### 4. 下水道の整備

【経営総務課、下水道整備課】

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

### 5. ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

【農林水産課】

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

#### (1) ため池防災対策

- ア. 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- イ. 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- ウ. 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

(2) ため池の減災対策

ア. 耐震性の調査・診断

想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

イ. 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

<資料>

- ・資料編：4. 水防関係

## 第5節 土砂災害予防対策の推進

(関係機関:泉州農と緑の総合事務所、泉佐野市林業振興協議会、自主防災組織)

市及び関係機関は、がけ崩れ、地すべり、土石流等による災害の発生が予想される危険箇所について、実態を調査把握し、予防措置の指導、崩壊防止工事の実施及び情報連絡体制の確立などの各種の予防対策を定め、当該区域住民の安全を確保するものとする。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

### 1. 土砂災害警戒区域等における防災対策

【危機管理課、農林水産課】

土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」(砂防法第2条)を指定する。

府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

市は、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について把握し、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

本市にある土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。(資料編：1－7)

表 土砂災害警戒区域等の箇所数

	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	71箇所	71箇所
土石流	31箇所	25箇所
地すべり	1箇所	

#### <警戒避難体制等>

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項(避難場所、避難経路等)を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、府の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

また、警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事

項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

#### <建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進>

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

#### <土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知>

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 2. 土石流対策

【危機管理課、農林水産課】

### （1）土石流危険渓流の箇所

「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）平成11年4月」に基づく調査により、土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家に被害が生じるおそれがある渓流又は、5戸未満でも公共的施設に危害が生じるおそれのある渓流「土石流危険渓流（Ⅰ）」は本市において9渓流ある。同じく人家戸数が1～5戸未満の渓流「土石流危険渓流（Ⅱ）」は4渓流ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる渓流「土石流危険渓流（Ⅲ）」は9渓流ある。（資料編：1－7）

### （2）防災体制の整備

土石流対策については、府、市等各関係機関は日常的に観測、調査等を行い、危険性があるかを的確に把握し、その資料を整理しておくとともに、特に危険区域については広範囲にわたるため、地域住民の協力が必要であり今後自主防災組織の育成に努め、また、危険渓流については表示板を設置するとともに、特に降雨には注意し土砂災害警戒情報が発令された場合等は付近の住民に周知するものとする。

### （3）警戒避難体制の整備

市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

### 3. 地すべり対策

【危機管理課、農林水産課】

#### (1) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生した、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

本市にある地すべり防止区域は 1 箇所、地すべり危険箇所は 3 箇所である。(資料編：1-7)

#### (2) 防災体制の整備

地すべり対策については日常的な観測が必要なため、市、府、地域住民等との協力を密にし、特に地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置として観測、パトロールの実施体制を整えるとともに情報連絡体制の確立を図るものとする。

#### (3) 警戒避難体制の整備

市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

### 4. 急傾斜地崩壊対策

【危機管理課、農林水産課】

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の箇所

「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 平成 11 年 11 月」に基づく調査により、急傾斜地の高さが 5m 以上、傾斜度が 30° 以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても公共的施設に危害が生じるおそれのある土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) といい、市内に 17 箇所ある。同じく 1~5 戸未満の区域を急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) といい、市内に 3 箇所ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域を急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅲ) といい、市内に 5 箇所ある。

このうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号) の第 3 条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた地区は、現在市内に 2 箇所ある。(資料編：1-7)

#### (2) 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に危険区域の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し当該危険区域の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等についての的確に把握しておくものとする。

#### (3) 警戒避難体制の整備

府、市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

## 5. 山地災害対策

【危機管理課、農林水産課】

### (1) 山地災害危険地区の定義

山地災害危険地区とは、林野庁長官通達に基づく山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる被害が現に発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

本市にある山地災害危険地区は、以下のとおりである（資料編：1－8）

- ア. 山腹崩壊危険地区 15 箇所
- イ. 崩壊土砂流出危険地区 6 箇所

### (2) 防災対策

森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。

また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

## 6. 治山対策

【危機管理課、農林水産課】

災害予防のため、毎年府泉州農と緑の総合事務所とともに調査を行い、既に府において樫井川上流部 10 箇所箇所の治山工事を実施した。今後、林業振興協議会との連絡を密にして、たとえ小災害が予想される場合でも必ず通報するよう指導を行う。

## 7. 宅地造成地等の災害防止

【危機管理課、都市計画課】

- (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 府及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を

行う。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

(資料編：1－9)

## 8. 予防措置の指導

【危機管理課、都市計画課】

災害発生の危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、市及び府は、維持管理の徹底と保安措置の実施について行政指導を行うものとする。

法律上の行政指導措置は、次のとおりである。

表 土砂災害発生危険箇所における行政指導措置

法律名	制限行為
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良 地すべりを助長、誘発する行為
砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為
土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律57号)	特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の支援措置 宅地建物取引における措置

## 9. 崩壊防止工事の実施

【都市計画課】

災害発生のおそれがある区域において宅地開発等が行われる場合は、崩壊防止のための各種工事を施工するように行政指導を行う。また、一定の条件を具備し各関係法の危険区域として指定された場合には、府が事業主体となり、崩壊防止事業を行うことができる。また、がけ地近接危険住宅移転事業等により、住宅移転を促進する。

本市大木急傾斜地崩壊危険区域については、昭和62年度に府が事業主体となって対策工事を完了しており、また、岡本急傾斜地崩壊危険区域についても、昭和57年度に対策工事を完了している。また、当該危険区域住民に対しがけ地近接危険住宅移転事業制度等の周知に努め、移転の促進を図る。

上之郷地区については、昭和33～55年度の間に府による表面排水工事を完了した。以後水位観測、移動測量等の地すべり調査を続けてきたが、地下水排除の必要があるため昭和44年度から集水井戸、排水ボーリング等の地下水排水工事に着手し、災害の防止を期している。

## 第6節 危険物等災害予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合)

### 1. 危険物災害予防対策

泉州南消防組合は市と連携し、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### (1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の物の場合には、資格をもった者の立会いを徹底させる。
- ウ. 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

#### (2) 指導

- ア. 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ. 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ. 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

#### (3) 自主保安体制の確立

- ア. 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ. 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

#### (4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### 2. 高圧ガス災害予防対策

府及び泉州南消防組合は市と連携し、高圧ガス法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）等の法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。



(1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア. 危害予防規程の策定を指導する。
- イ. 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 3. 火薬類災害予防対策

---

市は、府及び泉州南消防組合が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

(2) 指導

- ア. 危害予防規程の策定を指導する。
- イ. 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア. 「大阪府火薬類保安協会」が、火薬類取扱従事者に対して実施する保安講習の方法を指導する。
- イ. 事故発生時の緊急出動連絡体制として、「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を育成・指導する。

(4) 啓発

火薬類危害予防週間において、ポスターの配布等、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 4. 毒物劇物災害予防対策

---

市は、府が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

- ア. 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- イ. 危害防止規程の策定を指導する。

(2) 指導

- ア. 立入検査を実施し毒物劇物の貯蔵量に対する設備にするように指導する。
- イ. 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するように指導する。
- ウ. 営業者等に対し毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそ

れがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

**(3) 危害防止体制の整備**

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

**(4) 啓発**

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

## 第7節 火災予防対策の推進

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、泉佐野市林業振興協議会)

市及び関係機関は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

### 1. 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### (1) 一般建築物

##### ア. 火災予防査察の強化

泉州南消防組合は、工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について改善指導する。

##### イ. 防火管理制度の推進

泉州南消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

##### (ア) 消防計画の作成

(イ) 計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

(ロ) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

(ハ) 火気の使用取扱いに関する監督及び収容人員の管理

(ニ) 避難又は防火上必要な業務の遂行

##### ウ. 防火対象物定期点検報告制度の推進

泉州南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

##### エ. 住宅防火対策の推進

泉州南消防組合は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

##### オ. 市民、事業所に対する指導

市及び泉州南消防組合は府と連携し、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱いの指導及び安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図面の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

##### カ. 定期報告制度の活用

所管行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

#### (2) 高層建築物

建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の施設・設備等に関し、定期報告制度の活用等により、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

ア. 対象施設

(7) 高さが31mを超える建築物

イ. 所有者等に対する指導の強化

(7) 消防用設備、防火施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導

(4) 教育訓練の実施

(ウ) 屋上緊急離発着場等の整備

非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び医療機関等をはじめとする高度医療施設を対象として、消火・救助活動及び負傷者の搬送にヘリコプターを有効に活用するため、屋上緊急離発着場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(エ) 防災計画書（高層建築物等の防災措置に関する要綱）の作成

また、府、市をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、ショッピングセンター等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

## 2. 林野火災予防

【農林水産課】

### (1) 本市の山林状況

本市の森林地帯は市域の約40%（約2,000ha）を占め、樹層は針葉樹林がその86%、その他広葉樹林等であり、また、葛城山系に属する部分では、急峻な山地を形成している。

### (2) 防火帯の構築

必要に応じ、防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

### (3) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考えられるので、現有林道についての維持補修に努める。

### (4) 山林火災予防看板、山林位置表示杭等の設置

山林火災予防看板を掲出するとともに、山林火災等の発生時における災害位置確認のため泉州南消防組合と林業振興協議会は協力して、林道に表示杭の設置を計画する。

### (5) 消防資機材の整備

市及び泉州南消防組合は、府と協力し、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

ア. 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置等作業用機器、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

イ. 消火薬剤等の備蓄

第一磷酸アンモニウム（MAP）、第二磷酸アンモニウム（DAP）、展着剤等

**(6) 林内作業、入山等に対する規制**

林野火災に対する予防施策、消防活動がきわめて困難であり、また、林野火災の原因が焚火、煙草等入山者の不注意、あるいは火入れ等林内作業によるものなどが主因となっていることから、次のとおり林内作業、入山等に対する規制を強化する。

ア. 火入れ等林内作業に対する規制

(ア) 火入れをしようとする者は、事前に市長の許可を受け、防火の設備をし、隣接する立木の所有者等に通知するとともに、消防署へ火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書を提出しなければならない。

(イ) 市長は、火入れしようとする者に対し、延焼防止、火入れの中止及び飛火警戒の人員配置等について明確に指示する。

イ. 入山者に対する規制

登山、遊山、狩猟等入山者のタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとることにより防火の万全を期する。

(ア) 火気取扱い注意の掲示

(イ) キャンプ地等の指定炊飯場所の設置

(ウ) 登山口等に登山上の注意とあわせて防火の注意事項の掲示

(エ) みだりに火を使用する者に対する警告、取締りの実施

**3. 火災予防啓発**

**【危機管理課】**

**(1) 各種予防行事による防火意識の高揚**

火災の発生を未然に防止するため、火災多発期における適切な火気の手扱方法をはじめ施設の安全管理について、点検指導を主体に春、秋の火災予防運動、車両火災予防運動、文化財防火デーなどの各予防行事を実施する。また、危険物取扱者などに対する講習会、説明会、研究会の開催その他の方法により、防火思想の啓蒙、防火知識の普及徹底並びに自衛消防力の強化充実を図る。

**(2) 火災警報について**

気象的に出火危険率が高くなり、また、延焼力の増大するおそれがあるときは、火災警報を発令（解除）し、次により周知を図る。

ア. サイレンによるもの

イ. 有線電話、放送施設、広報車によるもの

※ 通信施設の試験を行い、機能の保持に努めるとともに故障時には緊急措置を講ずる。

※ 火災警報発令と同時に所要人員を迅速に招集して警備態勢の強化を図る。

必要により、消防団員を招集して警戒に当たらせる。

<資料>

・資料編：3. 消防関係

■ 第2編 災害予防対策 ■  
第3章 災害予防対策の推進